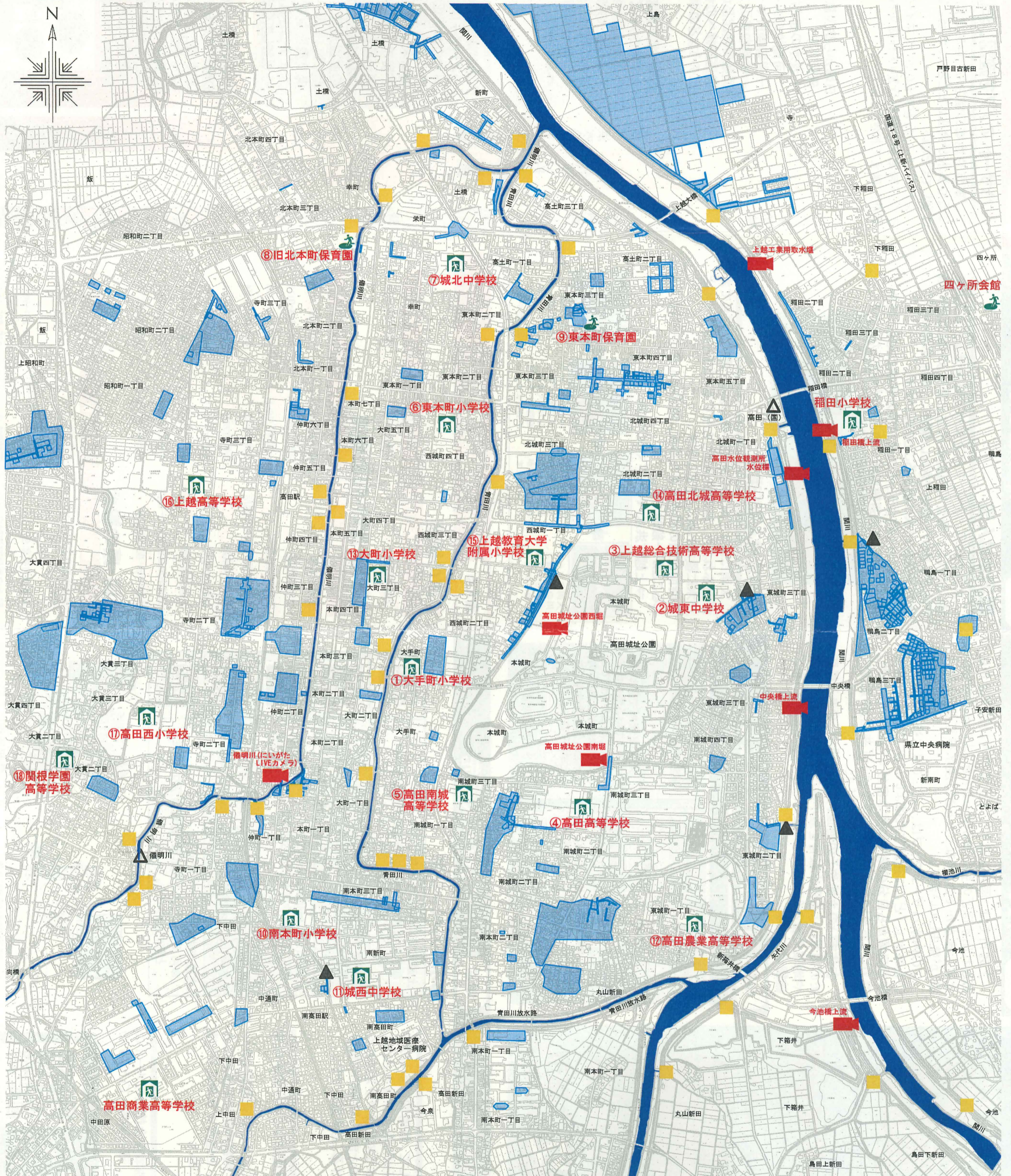


【高田区】内水(浸水)ハザードマップ

- この地図は、平成14年から令和3年までに発生した浸水被害のうち、市で把握している浸水実績と指定緊急避難場所等を示してあります。
- どこで浸水が起きやすいのか、どこに避難すればよいのかを日頃から確認してください。
- 雨の降り方によっては、この地図に示していない箇所でも浸水が発生する可能性がありますので、注意が必要です。



令和2年8月1日



内水ハザードマップの見方		指定緊急避難場所・指定避難所一覧					
番号	名称	住所	電話番号	番号	名称	住所	電話番号
①	大手町小学校	上越市大手町2-20	025-524-6160	⑨	東本町保育園	上越市東本町3-6-27	025-523-3767
②	城東中学校	上越市本城町4-60	025-522-1168	⑩	南本町小学校	上越市南本町3-9-1	025-523-2445
③	上越総合技術高等学校	上越市本城町3-1	025-525-1160	⑪	城西中学校	上越市新南町3-3	025-523-7222
④	高田高等学校	上越市南城町3-5-5	025-526-2325	⑫	高田農業高等学校	上越市東城町1-4-41	025-524-2260
⑤	高田南城高等学校	上越市南城町3-3-8	025-523-7672	⑬	大町小学校	上越市大町3-2-32	025-523-7245
⑥	東本町小学校	上越市東本町2-2-7	025-523-2446	⑭	高田北城高等学校	上越市北城町2-8-1	025-522-1164
⑦	城北中学校	上越市栄町4-24	025-523-7266	⑮	上越教育大学附属小学校	上越市西城町1-7-1	025-523-3610
⑧	旧北本町保育園	上越市北本町3-8-1	025-526-5111	⑯	上越高等学校	上越市寺町3-4-34	025-523-2601
⑰	高田西小学校	上越市大貫2-1-1	025-525-1501	⑰	関根学園高等学校	上越市大貫2-9-1	025-523-2702

※この浸水実績には、高田特別地域気象観測所の観測史上1位である平成18年10月29日の1時間91mmの降雨による浸水被害も含まれています。
 ※上越市洪水ハザードマップの浸水実績は、昭和56年～令和元年までを示しているため、描写が異なります。
 ※地図に含まれる全ての指定緊急避難場所等を示してあります。

高田地域協議会 第一分科会第七回会議 議事要旨

2022年3月14日（月）

●開催日時 令和4年（2022年）3月7日（月） 18時30分～20時00分

●参加メンバー（敬称略）

浦壁、小川、高野、松倉、村田、富田（文責）、欠席：小嶋、宮崎、本城

●協議内容

1) 町家をリノベートする若者

・PR方法、資金源、町家の譲り受けに対して、調査した結果、行政及び民間団体の支援があり、現在の状態ではほぼ問題ないと判断する。

2) リノベートされた町家を利用している若者

・最近その町家で事業を行っている若者の考え方が、従来の使い方（居酒屋、カフェー等）ではなく、クリエイターやモノづくりをする若い世代と深い関りをもつ情報発信・情報交換の場に変化してきている。町家見学会にて実体験する。

3) リノベートされた町家を3か所、見学し、若者の実態を肌で感じる。

・日時 4月2日（土）14：00～16：00 見学順番 ①→③→②

4月9日（土）9：30～11：30 見学順番 ②→③→①

・見学場所 ①天国@四九ノ市店（2021年1月～） 大町4丁目

②珈琲焙煎所まめつぶ（2022年1月～） 本町2丁目

③bibit（2022年2月～） 本町4丁目

・協議会メンバーへのお願い

どちらの日に参加するかを事務局へ3月29日（火）までに連絡をお願いします。

4) 若者の意見交換先を町家をキーワードにした若者に焦点をあてて調査し、特に大きな問題点もなく進行しているので、町家をキーワードにした若者の地域参画については終了としたい。最終的には、町家見学会での若者との意見交換後に決定する。

5) 今後は介護、スポーツ等の分野の若者との意見交換を予定する。

介護分野、スポーツ分野の若者にヒヤリングし、4月4日の分科会にて紹介し、意見交換会の実施の有無を決定する。

6) これまでの経過を堀川センター長より纏めら、その資料に基づいて富田より説明した。

手書きであり、一部変更し、エクセルで作成した。

7) 次回の分科会

●4月4日（月） 18：30～19：30

●議題

I) 町家リノベの調査結果報告（富田より）

町家リノベの若者の地域参画の調査内容（PR化、資金、空き家の譲り受け）の共有化を行い、更なる深堀の必要性を判断する。

II) 介護、スポーツの若者へのヒヤリング結果

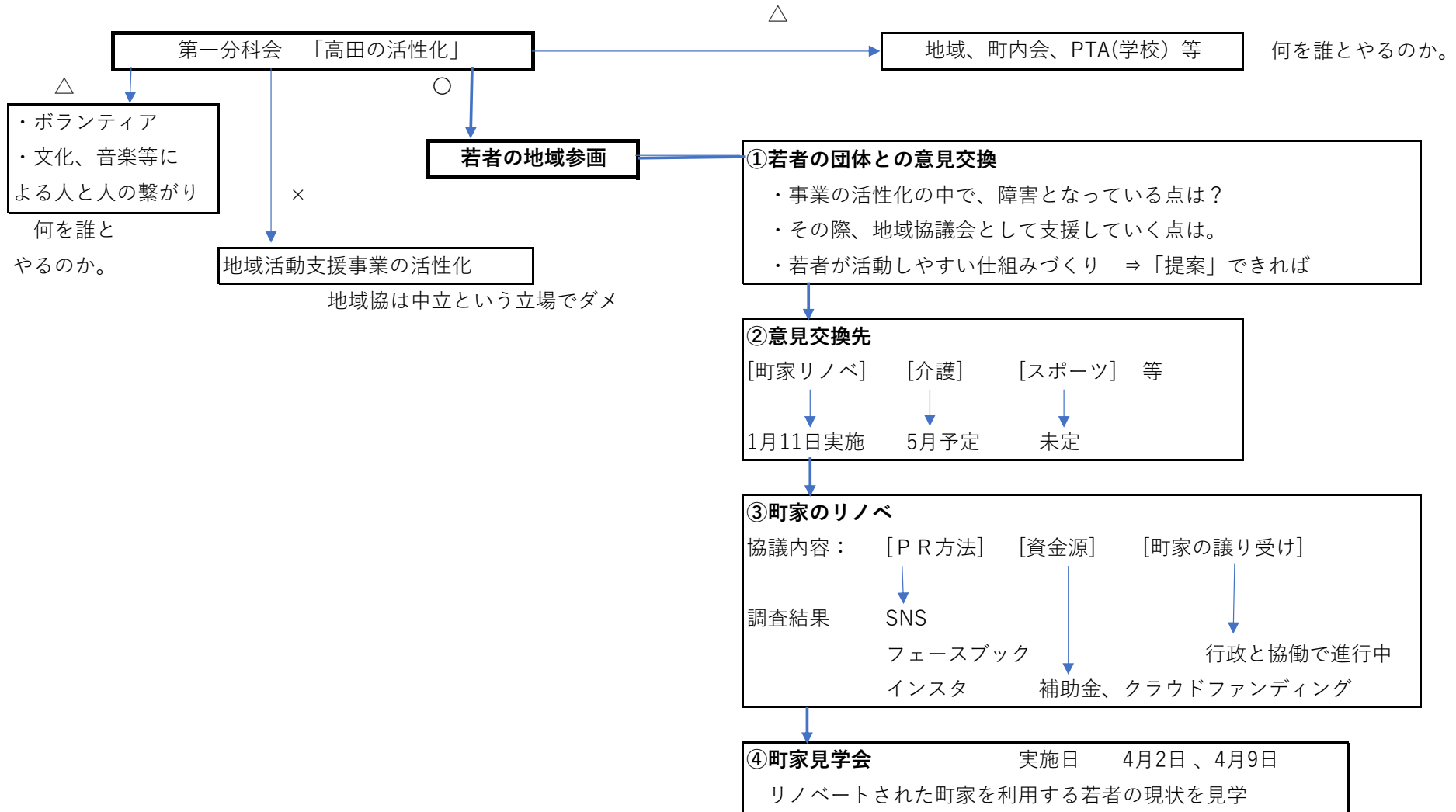
ヒヤリング結果をベースに、意見交換会の有無を決定する。

III) その他

高田の活性化の一覧表の△部の進め方について、協議し、誰が何をするかを決定する。

『第一分科会の協議フロー図』

2022年3月9日 作成



令和3年度第6回高田区地域協議会分科会 協議の要旨

(会議) 日時：令和4年3月7日(月) 午後6時30分

会場：福祉交流プラザ第1会議室、第6相談室

(記入委員名) 杉本敏宏

(出席委員名苗字のみ)

杉本、澁市、飯塚、廣川

第2分科会「高田区における災害(大雪、水害、地震)時の対応について」

1. 最初に杉本敏宏座長から町内会長に届けられた「内水ハザードマップ素案」のコピーが配布され、若干の議論を行った。

- ① 「素案」は、3月下旬に完成し、4月下旬「広報上越」とともに町内会に配布される。
- ② 素案の完成を待って、4月または5月の高田区地域協議会での説明を求める。

2. 以下の資料に基づいて意見交換を行った。

- ① 令和3年大雪災害に関わる意見交換会要旨
- ② 大雪のアンケート結果集計－女性防災士会
- ③ 実施された災害救助法(令和3年1月10日付け)についての要望とご提案
- ④ 雪対策についての意見交換会のまとめ

3. 大雪災害についての第2分科会としての「まとめ」を作成することにした。

- ① 各委員が「まとめ」に載せるべきと考える項目を提案する。
一人3項目以上、10項目以内とする。
期限は、3月22日次回高田区地域協議会まで
- ② 上記各委員が提案した項目をもとに「まとめ」を作成する。
担当 杉本座長
- ③ 「まとめ」は、何らかの形で市に提出する。
自主審議提案書が望ましい。

4. 「大雪災害」が一段落したら「水害対策」に移る。

以上



2022年3月7日

上越市
高田区地域協議会
会長 本城文夫 様

提案者: 杉本敏宏
宮崎 陽
澁市 徹

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例(以下、「条例」という。)第7条第1項の規定に基づき審議するよう提案します。

— 記 —

1. 審議する事項

本件は、高田区地域協議会に対して、上越市が、(イ)市発行の「上越市地域協議会委員手引き(R2.4 改訂版)」(以下『手引き』という。)の一部に誤りがあったことを認め、誤りが発生した理由を説明し、(ロ)誤りを訂正するために『手引き』を改訂し、さらに、(ハ)地域協議会(以下「協議会」という。)委員が『手引き』の改訂・作成に参加できるようにすることを求める意見書を提出することについて審議を求めるものです。

2. 実情と背景

＜『手引き』の誤りと市の条例で定められた協議会委員の任務＞

- ① 私たち協議会委員(以下「委員」という。)は、『手引き』を案内書と考え、そこには誤りはないものと思っていました。しかし、1月6日の地域協議会会長会議において、市長が「地域活動支援事業(以下『支援事業』という。)を終了する。」と宣言し、さらに、市は1月18日の文書で「市による審査を基本とする。」と確認したことから、『手引き』には重大な誤りがあることが判明しました。
- ② 条例第7条第1項は、協議会の任務を、諮問事項の審議と自主審議事項と規定していますが、協議会が行っていた支援事業の審査等を、協議会の任務とは規定していません。しかし、『手引き』は、11頁において「地域協議会は、… 提案された事業の審査を行います。」と、支援事業の審査等を委員の任務としています。そして、市はこの説明の根拠を明らかにしていません。すなわち、市は、条例に規定していないことを、根拠を示さないまま、「委員の任務である。」と、事実と異なる誤った説明をしていたこととなります。市は、公的機関として、どうしてこのような誤りが生じたのかを、行政行為の透明性を確保するために、委員を含む市民に対して詳細に説明する必要があります。



<協議会が支援事業の審査をすることになった経緯と市の説明>

- ③ 私たちの調査からは、市は、「支援事業は、前市長が、平成 22(2010)年 2 月の地域協議会会長会議で、事業の趣旨を説明し、同年 4 月の地域協議会会長会議において協議会が審査・選定を行う了解を得た。」と説明していました。市は、このことを根拠に、毎年度の予算成立後に、市長からではなく、総合事務所長又はセンター長から、協議会あてに審議依頼の文書を発出していました。そして、協議会と委員は、『手引き』の記述に従い、支援事業の審査等を行ってきました。
- ④ 協議会の委員は、平成 22(2010)年以降に、3 回改選されました。しかし、市は新たに選出された委員に対して、上記③で述べたように、協議会と委員が支援事業の審査に係ることになった経緯はまったく説明していませんでした。一方、委員には、条例に規定していない支援事業の審査等を、「委員の『任務』である。」と誤った説明を記した『手引き』を配布していました。

<委員は『手引き』の作成に関与していない>

- ⑤ 上越市は平成 20(2008)年に上越市自治基本条例を制定し、地域自治区を設置してまちづくりを進める仕組みを整えました。そして、市は、『手引き』の冒頭で、「……委員の皆さんから地域自治区制度や地域協議会の役割をご理解いただくとともに、委員としてご活躍いただくために作成しました。」としています。すなわち、『手引き』は、市が、委員の参加がない形で作成したものです。これは、自治基本条例が目指す市民と市議会および市長等の協働の推進や、市民が参加した地域・住民自治の振興の考え方に反するものだと思います。本来なら、このような『手引き』の作成は、主たる利用者である委員が参加する形で進められるべきです。したがって、現在の『手引き』の改訂と新しい『手引き』の編集・作成は、委員が参画できるようにすべきです。

<上越市に対する意見書の提出>

- ⑥ 上に述べたことから、上越市に対して：
上越市は：
 - イ) 『手引き』の一部に誤りがあったことを認め、誤りが発生した理由を説明すること、
 - ロ) 誤りを訂正するために『手引き』を改訂すること、さらに、
 - ハ) 委員が『手引き』の改訂・作成に参加できるようにすることを、求める意見書を提出することについて審議を求めます。
- (以上)